お寄せください、あなたの意見

声に答えて

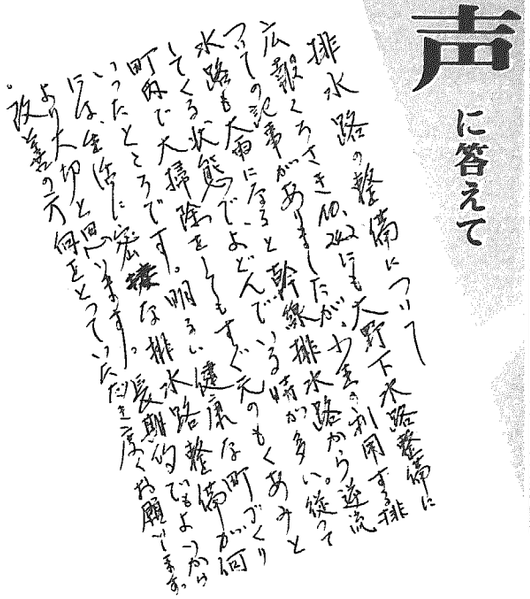

長期的排水路整備は

広報くろさき№242に大野下水路整備の記事がありましたが、わたしの利用する排水路は大雨になると逆流している状態です。

町内で大掃除をしても元のもくあみとなってしまいます。明るく健康な町づくりには、生活に密接な排水路整備が何より大切と思います。

長期的でもよいので改善の方向をとっていただきたいとお願いします。

武藤　一男　柳作

基本計画策定後整備

黒埼町のような平野部では、高低がないため排水は自然排水というわけにいきません。

農業用排水は水をポンプ場に集めそれをポンプでくみ上げて川（新川や中の口川、信濃川）に放流しています。

生活排水ですが町では次のような考えです。

①幹線排水について

柳作や善久地域の幹線排水路については、将来の土地利用を考慮して基本計画を策定後、財政勘案の上、検討します。

この地域はもともと農地であったため、農業用排水しかなく今後の課題となっています。

②都市排水路の整備状況

大野都市排水事業については昭和五十年度から計画に基づき継続的に実施中です。総事業費は二十億五千万円で、十一億六千万円消化しています。進捗率は五八・六％です。

この大野都市排水路の本年度予算は一億二七〇〇万円で、莫大な費用がかかります。一部通水は昭和六十二年を予定しています。

この後、予定では善久地区の都市排水路に着手したい考えです。これが出来れば、善久や柳作地域の排水も順調にいくようになります。

寺地排水路については、昭和五十五年から着手し、五十九年度に完了予定です。今年度の寺地下江の予算は二、三九一万円です。

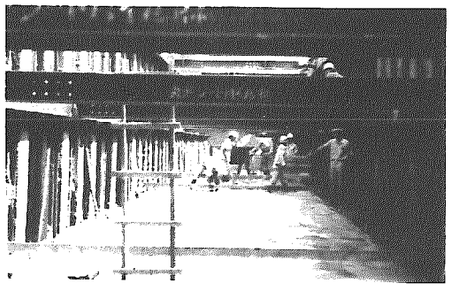

▶今年度の工事

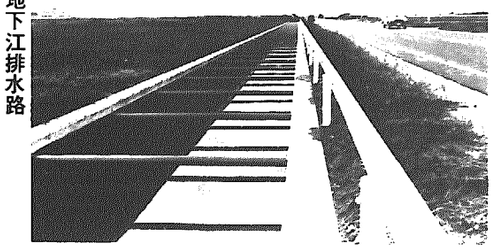

▶寺地下江排水路

③地域排水の整備について

町内の排水については、状況を調査検討し、財政勘案の上できるだけ早く対応します。

参考

大野都市排水路の基本構造―本町のような平野部では高低がありませんので、地面の下に高低のある排水路を作ります。この排水路に地表の排水路が通じていて、水が流れ落ち、水は地下排水路を通ってポンプ場にいきます。ポンプ場で水をくみ上げ中の口川に落とします。

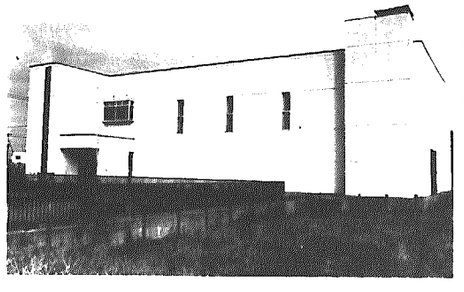

▶ポンプ場

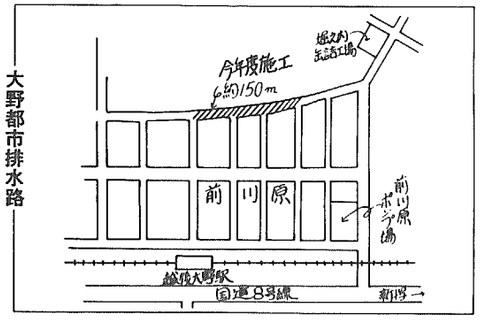

河川敷公園に高木植樹を

昨年十一月一日付『新潟日報』に「河川敷に高木植樹を」という記事が載っていました。同記事は次のように述べています。

河川審議会は十月三十一日の総会で、水辺の緑化対策として河川敷などにも杉やクヌギなどの高い木が植えられるよう現行の河川敷敷地占用許可準則を改正するとともに、新たに植樹基準を設けるーとの答申をまとめ内海建設相に答申した。

さらに同記事ではー

植樹の種類は河川管理者が選定するが、洪水時に冠水する河川敷や前浜には深く根が張り、湿気にも強い杉、カヤ、イヌマキ、カクレミノ、クヌギ、カシワ、トチノキ、カツラ、シグレヤナギ、ヤチダモ、メタセコイアなどが挙がっている。

河川審議会が答申したことによって、河川敷に高木を植えることが可能となることは明らかです。当然のことながら河川敷公園にも高木を植えることが可能となるでしょう。

とすれば、高木を植えることは不可能であるという前提で作られた。黒埼町の信濃川河川敷公園の基本原案が根本的に見直されることが必要となるでしょう。

わたしはこの機会に信濃川河川敷公園の基本原案を根本的に見直し、木々の緑豊かな公園を作るべきであると思います。

わたしは公園という言葉から、安らぎ、憩、緑、緑陰、水、休息などを連想します。木々の緑しげる所に、人々が訪れ、小鳥や昆虫もまた寄り集まってくることでしょう。わたしは水と緑豊かな河川敷公園の実現を願います。

枝並　金蔵　上山田

（以下、河川敷公園でホタルの飼養をなどは今回は省略させていただきます。）

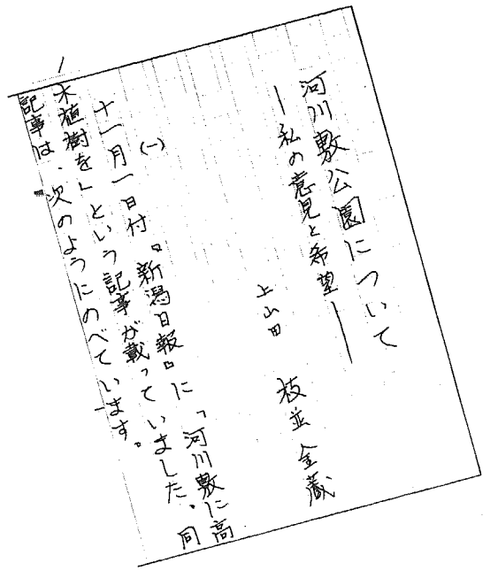

▶河川敷公園

今後建設省と協議したい

黒埼町の河川敷公園計画については、既に建設省の計画許可を得ており、昭和五十六年度から実施中です。

最近、建設省から「河川敷の高木植樹規制緩和について通知がありましたが、実際の運用規則が在明確ではないため、今後実施にあたっては建設省の理解と協力を得て、計画の内容を検討の上実施したいと思っております。

河川敷の植樹について洪水時、流失した木などによって橋や堤防が破壊される治水上の問題があるため、河川敷占用許可準則で高さ一メートル以上の樹木を植えることが禁止されていました。

新しい植樹基準では、川幅が著しく広がった湾曲部の河川敷について高木の場合、堤防より二十メートル離す。低木は横に密生しない種類に限って植えることができる。これまで一切植樹ができなかった遊水池や湖沼の前後についても高木が植えられる。などとなっています。

本町の河川敷公園の場合、幅が狭く、また土壌が高木に適しているかどうかなど、高木が植えられるかどうか分かりません。

参考

河川敷地占用許可準則の改正点

植物―高さは、地上一メートル以下とし、竹木類は群生させないこと。ただし、河川管理上支障がないように植樹及び栽植位置の選定等が行われたものについては、この限りでない。

技術的細目基準（高木）

高木の植樹は、堤防衣法尻及び低水路法肩から二十メートル以上の距離を離し、かつ、堤防表面法面と計画高水位の接点から（30m未満の場合は30m、70mを越える場合は70m以上の距離を離すこと。（略）

また、植樹の間隔は、河川横断方向については（20＋0・005Q）m（70mを超える場合は70m）以上、河川縦断方向については（30＋0・005Q）m以上とし、堤脚沿いに高流速を生じさせないようにすること。Q＝計画高水流量

植樹する高木は、耐風性樹木であって、植樹にあたっては流出防止土を施し一本立で行うこと。

▶河川敷公園